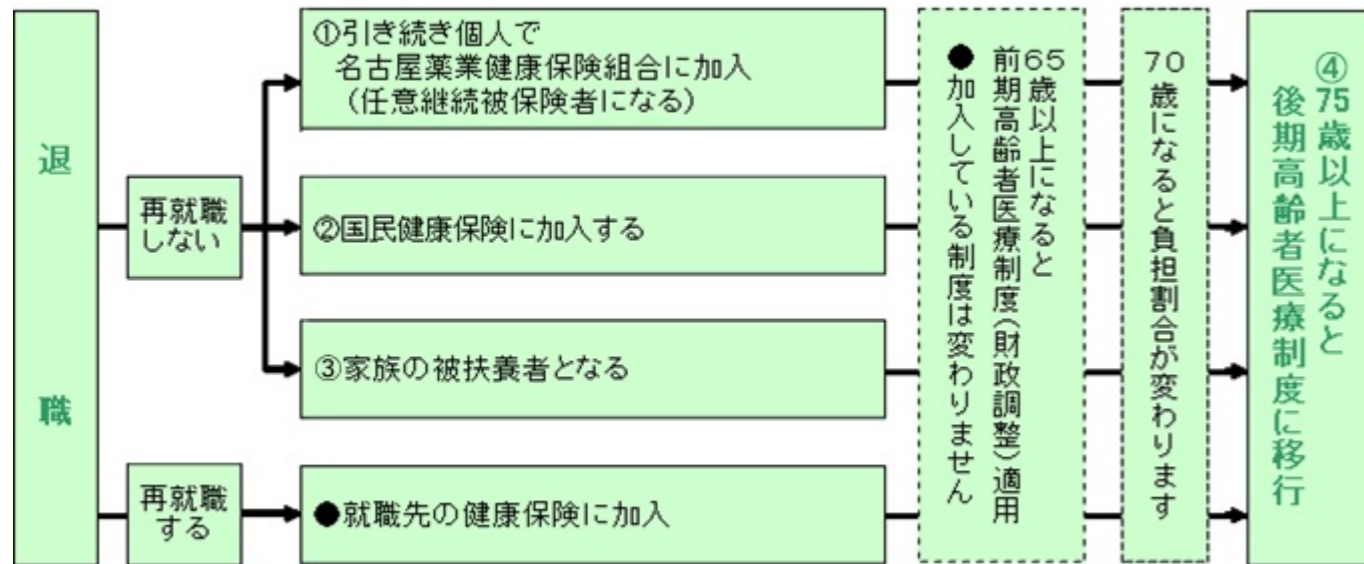


2. 退職後に加入する医療保険制度

日本では、すべての国民が何らかの医療保険に加入する「国民皆保険」という制度になっています。会社を退職するときには保険証を健康保険組合に返却し、資格を失います。ですから、退職後は何らかの医療保険に再度加入する必要があります。どの制度に加入するのがよいかを決め、手続きは自分ですべて行います。

【退職後に加入する医療保険】



【医療保険選択のポイント】

定年退職等のほとんどの方は、(1)1年間だけ任意継続被保険者制度に加入し、その後、国民健康保険に加入するか、(2)はじめから国民健康保険に加入するか、のいずれかになると思われます。制度の違いをよく理解し、選択してください。

	①任意継続被保険者	②国民健康保険	③家族の被扶養者
保険の運営	名古屋薬業健康保険組合	お住まいの市区町村	家族が加入する健康保険制度
保険料算出基礎	退職時の賃金または加入者の平均賃金の低い額。	前年の収入など。	なし
保険料	全額自己負担	(扶養家族分も含め)全額自己負担	なし
窓口負担	小学校入学前:2割、小学校入学後~69歳:3割、70~74歳:所得・年齢により1割~3割		
加入の条件など	退職前に2ヵ月以上加入していたこと。加入期間は最長2年間。	他の健康保険に加入していないこと。	年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満であることなど。

引き続き健保組合に残る任意継続被保険者

加入手続き	退職日まで2ヵ月以上被保険者であった人は、退職後20日以内に名古屋薬業健康保険組合へ手続きをします。
加入できる期間	退職後2年間
資格喪失	①任意継続被保険者となって2年間経過したとき ②死亡したとき ③保険料を納めなかったとき ④再就職したとき ⑤75歳に達したとき
標準報酬月額	次の①、②のいずれか低い額。毎年4月1日改定。 ①退職時の標準報酬月額 ②前年9月30日現在の当組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額(34万円)
保険料	上記の標準報酬月額に保険料率(一般:9.9/100、介護:1.5/100(40歳以上65歳未満)を乗じた額(事業主分も含む)を、月の10日(資格取得月は申請時)までに納付。半年分あるいは1年分を前納すれば、保険料の割引も受けられます。
保険給付	退職前同様、法定給付(傷病手当金・出産手当金除く)と付加給付が受けられます。

地域住民が加入する国民健康保険

加入手続き	退職後14日以内に、お住まいの市区町村役場の国民健康保険の窓口で加入の手続きを行い、「国民健康保険証」の交付を受けます。世帯単位の加入が原則で、保険料の納付や諸手続きは、すべて世帯主が行います。
保険料(税)	保険料(税)は、市区町村ごとに、所得割額・資産割額・均等割額・平等割額を基準として計算されます。 ・所得割 加入者の前年所得から一定額を控除し、その額に一定率を掛けた額 ・資産割 各世帯の加入者のその年度の固定資産税額に一定率を掛けた額 ・均等割 各世帯の加入者の数に応じて一人あたりいくらかと計算した額 ・平等割 各世帯に均一の額 計算された保険料は、自分で窓口等へ納めます。口座振替も利用できます。
保険給付	健康保険とほぼ同様の給付(付加給付を除く)が受けられます。

家族が加入する健康保険に被扶養者として加入

加入手続き	原則として次のいずれにも該当する場合、家族が加入している健康保険に申請すれば被扶養者として加入できます。 ①日本国内に住民票があること。(例外は除く) ②家族の三親等以内の親族で、主として家族により生計が維持されている。 ③年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満。 ④同居の場合は、家族の年収の2分の1未満であること。別居の場合は、家族からの仕送り額より少ないこと。
保険料	家族が負担します。
保険給付	家族が加入している健康保険によります。

75歳以上から移行する後期高齢者医療制度

加入手続き	75歳の誕生日から、本人の届出なしに自動的に加入します。
保険料	保険料は、都道府県ごとに、所得割額・均等割額を基準として計算され、年金年額が18万円以上の場合、年金から天引きされます。
窓口負担	所得により1割または3割負担します。
保険給付	②国民健康保険とほぼ同様です。